

東陽病院だより

整形外科は月曜日と木曜日に

四月から診療日程が一部変更になりました

東陽病院では、整形外科・眼科・皮膚科・泌尿器科・循環器内科・呼吸器内科の診療については、千葉大学医学部からの専門医師の派遣により診療を行っています。今回、千葉大学医学部の医師の異動に伴い、診療日程が

診療業務日程						
曜日	診療科目					
月	内科	外科	整形外科	産婦人科		眼科(午後)
火	内科	外科	脳外科 ペインクリニック科	産婦人科	泌尿器科	
水	内科 呼吸器科	外科		産婦人科		皮膚科(午後)
木	内科 循環器科	外科	整形外科	産婦人科		
金	内科	外科	脳外科 ペインクリニック科	産婦人科		眼科(午後)
土	内科	外科		産婦人科		
受付時間	月～金 午前8時30分より 11時30分まで 土 午前8時30分より 11時まで					午後1時より 3時まで
診療時間	午前9時より					午後1時30分より
※緊急患者は、平日の午後でも診療に応じます。						

上の表のとおりになりました。また、昭和五十六年一月から副院長として外科を担当していました、篠原治人医師が都合により三月で退職しました。

副院長が退職したことにより外科部門は、佐藤医長、前田医長、伊藤医師の三名となりましたが、四月には、千葉大学医学部の協力により新進気鋭の斉藤公男医師が着任されて外科部門は四名の精鋭が揃い、更に、充実した医療体制が整いました。

東陽病院は皆さんの病院です。お気軽にご利用ください。

新任医師の紹介



斉藤公男 医師

大網白里町出身

昭和三十六年二月十七日生

(二十八才)

医療と消費税について

この度、消費税法が創設され、本年四月一日から適用されています。

医療の中には、保険診療により消費税がかからないもの

と、自由診療により消費税がかかるものがあります。病院で規定してあります使用料及び手数料については、消費税の対象となり、四月一日から適用させていただきますので、ご協力をお願いします。

課税対象にならないもの

- 健康保険法・国民健康保険法等の社会保険による医療。
- 老人保険法による医療。
- 公費負担による医療。
- 公害健康被害の補償等に関する法律による医療。
- 自動車損害賠償補償法による医療。
- 労働者災害補償保険法による医療。

課税対象になるもの

- | | | | | | | | | |
|---------|------------|----------|----------|-------------|--------------|----------|------|--------|
| 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 一般的なもの |
| その他自由診療 | 人間ドック | 証明書作成手数料 | 診断書作成手数料 | 人工妊娠中絶 | 正常分娩 | 予防接種 | 健康診断 | |
| | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 入院に関するもの | | |
| | 特別室等の病室使用料 | 暖房の使用料 | 電気器具の使用料 | 付き添い人の給食使用料 | 付き添い人の寝具の使用料 | | | |